

## 主権者教育論にみる「新たな公共」と市民

中山 一樹 (立命館大学)

1年前の夏は安保法制をめぐる国会内外で政治的主張や運動が高揚した。同年には選挙権年齢を18歳に引き下げる改正公選法が公布され、2016年から240万人の有権者がうまれた。このような制度改変にともない、主として中等教育の高校3年生の「主権者教育」が実施され（高等教育初年時生も啓発の対象）、これを受けてはじめての国政選挙が行われた。改憲勢力が躍進したこの参院選挙の投票率は約55%で、そのうち18歳の投票率は約50%、19歳は約40%であった。そしてこの間、「主権者教育」の当事者である学校における教育指導のあり方や問題点（生徒の政治活動の定義や学校への届け出の違憲性等）が指摘され、学び手たちの取り組みの実態などが報道されている。

若者と政治教育の課題は上記主権者教育に尽きる訳ではないが、主権者教育をめぐる文脈を追究することによって、政策立案・遂行者たちが若者の政治動向をどのように認識し、教育を通じた観念操作を企図しているのか、その意味を読み取りたいとおもう。

戦後の教育には、政治教育ないしは主権者教育が議論をよぶ時期が幾度かあった。1950年代末に、国民の教育論との関わりで主権を国民に取り戻すことの文脈において主権者教育論が展開された。端的に言えば、自治意識、国の主人公としての国民の形成が主題であった。

1980~90年代の教育状況からは、教育臨調による教育の規制緩和論（市場化論）の流れが形成されてくる。また、学校教育規範の中から、主権者概念の拡張（多様性の承認）、とりわけ教育関係の当事者である子どもは保護の対象であるばかりではなく権利の主体であることが主張されはじめた。公共性に基づく学校教育の教育課程が、保護者の私事性としての教育へと変質しはじめると同時に、学校における学びの主体としての子どもの実態は一樣ではなく競争化・階層化して錯綜しはじめた。階層化社会のポリティクスが学校内において現れはじめると、それは子どもの社会（水平関係）の政治となった。

1990年代末から21世紀前半は、労働市場の縮小や雇用の流動化により、学校から労働市場への移行が困難になったために、保護者たちは幼少期から学力を担保するための競争に資財を投資する教育家族の相貌をみせる。この家族主義的対応は世帯間の格差をもたらし、貧困格差社会における競争的秩序を正当とみなす意識の浸透と、学校教育への参加の困難や生活支援やケアを必要とする層の増大をうむ。2006年末第一次安倍政権下での改正教基法では、「家庭教育」条項が新設され「生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める」ことが家族に課せられた。

さらにこの時期、経産省は「シティズンシップ教育宣言」と称して「成熟した市民社会形成」と「自立・自律した市民を育てるため」の提言を行っている。これは、今

《第2分科会》  
若者と政治教育

回の主権者教育に関わる直接的な起案となる「常時啓発事業のあり方等研究会 最終報告」（総務省 2011年）がいうところの「新たな公共」として「市民、企業、政府等がそれぞれの役割をもって当事者として参加、協働し、支え合いと活気のある社会をつくること…。何よりもそれを担い得る市民を育てることが重要」とする提言に連続していると理解しておくことが肝要であろう。ここでは教基法の政治教育が、投票行動に限定されてのべられているが、その本質は日本型市民社会の「新たな公共」とその市民の形成にあることを見逃してはならない。

しかるに相変わらずつぎのような文言にも出会うのである。現在の文科省見解では、生徒指導の意義は、子どもに「自己選択や自己決定の場や機会を与え、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うこと……選択や決定の際によく考えることや、その結果が不本意なものになっても真摯に受け止めること、自らの選択や決定に従って努力することなど」（「生徒指導提要」2010年）にあるとされている。

「シティズンシップ教育宣言」から10年、旧民主党政権をへて、子どもと若者の政治課題は、学校制度の外側に展開され、当初は学習支援や就職支援など若者支援のネットワーク活動としてあったものが、子ども食堂にみられるような子どもとその親たちの産育に関わる協力共同関係構築といった社会活動に広がっている。これは、おおくの若者や子どもは学校の内部や家族の内部の存在であることだけでは、自分の生を全うすることが困難な状況にあることを示しており、憲法第3章の人権とりわけ社会権の政治的イシューが可視化されはじめているものと思われる。

そして、主権者となった18歳であるが、こんどは「新たな公共」のもとでの市民、つまり「成人年齢」引き下げ（民法改正）の発議が行われようとしている（「産経」2016.8.15）。